

令和6年度山形県入院時食事療養費支援金について（Q&A）

Q1 どのような制度か。

A1 本支援事業は、物価高騰により食材料費が上昇する中、医療機関に対して支援金を支給することにより、医療機関の負担軽減を図り、安心して質の高い医療等の安定的な提供を図るものです。

Q2 対象となる施設及び支給額は。

A2 対象となる施設は、令和6年4月1日時点において山形県内に所在し、交付の申請の日時点において稼働している病院・有床診療所です。ただし、次のいずれかに該当する場合は、支援金の交付の対象となりません。

- (1) 保険医療機関でないもの
- (2) 令和6年4月1日から令和6年5月31日までの期間において、食材料費の全部又は一部を負担し、利用者に対して食事を提供した実績がないもの
- (3) その他知事が適当でないとするもの

<対象外となる例>

例1：施設が500円の弁当を購入し、利用者に実費500円を請求

例2：市町村から食材料費全額の補助金を受給

<支給額>

対象施設	支援金の額
病院	許可病床数 × 3,200円
有床診療所	※許可病床数は、令和6年4月1日時点の病床数です。

Q3 申請の受付期間はいつまでか。また、支給はいつか。

A3 申請受付期間は、令和6年5月15日（水）から令和6年6月14日（金）までとし、郵送又は電子メールでの受け付けとなります。支援金の支給は、審査を終えたものから順次行い、令和6年8月中までに完了することを予定しております。

Q4 申請に必要な書類は何か。

A4 以下の書類をご提出ください。

- (1) 令和6年度山形県入院時食事療養費支援金交付申請書（様式第1号）
- (2) 誓約・同意書（様式第2号）
- (3) 支援金の振込先とする申請者名義の預貯金通帳の表紙及び表紙裏面（金融機関名、店名、店番号、口座種別、口座番号及び口座名義人（カタカナ名義を含む。）が記載されたページ）の写し

Q5 申請書類はどこで入手できるのか。

A5 山形県公式WEBサイトからダウンロードしてください。

(<https://www.pref.yamagata.jp/090013/r5bukkakoutou.html>)

Q 6 紙の通帳がない（ネットバンキング等）場合、通帳の写しは何を添付すればよいか。

A 6 振込先の情報（口座種別、口座名義人、フリガナ、支店番号、口座番号、金融機関名、支店名）が分かるものをご提出ください。

Q 7 複数の施設を運営している場合、申請は施設単位で行うのか。

A 7 申請は、施設ごととなりますので、施設ごとに必要書類をご提出ください。なお、同封して申請いただくことは問題ありません。

Q 8 支援金の用途に制限はあるか。

A 8 支援金は、食材料費の負担増に対してご活用いただくことを想定しておりますが、特段の用途制限はありません。

Q 9 今回の支援金に関する実績報告は必要か。

A 9 実績報告は不要です。支援金の支給をもって、手続きは全て終了となります。

Q10 支援金全般に係る問い合わせ先は。

A 10 山形県健康福祉部医療政策課 医務企画係にお問い合わせください。
<電話番号> 0 2 3 - 6 3 0 - 2 3 3 1

以上